

議事日程第3号

令和2年3月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 7件

議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	企画調整 担当参事 長屋 史明
教育参事兼 学校教育課長 山田 徹	総務防災課長 須田 和男
企画課長 山田 敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規
亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次	税務課長 金子 文仁
住民環境課長 若尾 宗久	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏

建設課長 早川 均
生涯学習課長 石原 昭治

会計管理者 可児 英治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦

議会事務局書記 丸山 浩史

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

本年も3月11日、東日本大震災の起きた日になりました。東北のほうではまだまだ復興という形で一生懸命やっております。御嵩町長の所信表明の最後にもありました、東北のほう、自然災害、人的災害にしっかりと対処していくということによっておられます。私たち御嵩町議会も、本日をまた新たな気持ちとして御嵩町の政策に生かしていきたい、そのように思っています。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

議案の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第5号から議案第10号と議案第17号の計7件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

まず主要施策の概要のほうの3ページです。その一番上ですが、個別施設計画策定支援業務委託事業という、これについてをお聞きします。

これは、前、365万2,000円というのが第3号補正で上がってきていまして、そのときの説明ですと令和2年度までにつくるということなんですが、まず、これの進捗状況がどのぐらい進んでいるかという点、それからこれは統合管理計画に基づいてということなんですが、ここにはそれを個別計画策定に当たり優先順位をつけるとか、それから住民の意見を聞くためにアンケートやワークショップをやるというようなことが書いてあるわけですが、そういったことについては同時進行でやっていくのか、どのようにやっていかれるのかということについてが1点目です。

それから2点目ですが、11ページの一番下ですね、環境都市交流体験プロジェクト事業というので、林業体験プログラムについてお伺いします。

これは、北海道上川郡下川町に中学生を派遣するという事業なんですけれども、この中でここに書いてありますように、経験を本町へと還元できる人材の育成ということで、これは平成27年から始まっていてちょうど5年たったわけなんですけれども、何か成果といいますか、何かそういったものがあれば教えてください。

それからもう一つ、そこに書いてあります事後研修ということで、複数回実施しているということなんですが、どんなことをやっていらっしゃるのかというのを教えてください。

それから最後3点目ですが、13ページの一番上ですね、戦国武将語り部育成事業というところで、これは後継者の人材育成の発掘を目指すというふうにありますけれども、これはどのようにしてこういった人を集めて育成していくのかということについてと、それからどういふところに委託しようとお考えなのかということについてお聞きします。

以上、大きく3点お願いいたします。

議長（高山由行君）

まず1点目、企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、私から個別施設計画の策定支援業務委託事業についてでございます。

今、進捗状況ということでございますけれども、まず概要でございますが、個別施設計画がどういうもので、どう策定していくかなどのレクチャーを各担当が受け、各課の施設の現在のところの考え方を集約し、一覧表にまとめ、令和2年度の業務の基礎ができたところであります。また、現在ある施設カルテなどが参考数値として使えるものかどうか精査などできたところでもあります。

また、地域住民の意見を取り入れるところでございますけれども、今まだ御意見を伺うベース資料があまりないという状態ですので、今回の計画で個別の施設の費用や時期が見えてきますので、それを基に、その施設を利用される方からの意見の聞き取りがメインになろうかと思

いますが、大きな費用が発生する時期に間に合うように意見の聞き取りを行うことを、全施設というわけにはいかないかもしれませんが、今の段階では考えております。以上です。

議長（高山由行君）

続いて 11 ページ、13 ページ、環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長 各務元規君。

2 問続けてお答えください。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（各務元規君）

それでは、お答えします。

まず下川町の件ですが、平成 27 年から 5 年目の節目を迎えることもありまして、今年度、過去の参加者 24 名にアンケート形式でちょっと調査をしております。そのときに、ざっくりとした調査なんですけど、プロジェクトで学べるがあったかという質問に対して、全ての参加者が「大いにあった」というように回答いただいております。その中で、特に、その他いろいろ記述をしていただいたんですが、中には「進路を決めるきっかけになった」とか、「授業中で皆に教えて御嵩町を考える機会になった」と、予想以上の反応があったというふうに理解をしております。

それと、その後の事後研修ということですが、今年度も戻ってきてからですが、秋に事後学習の一環として、企業との協働による森林づくりの協定を締結しているところと、そこをフィールドにして、間伐の体験、あるいはシイタケ栽培の体験というようなことで事後研修を進めさせていただいたところです。

それから、3 問目の質問の語り部ということですが、どのように発掘ということなんですけれども、武将ファン、歴史ファンなど、戦国武将に興味のある方を対象に、知識を持った人材の発掘を行っていきたいというのがこの目的でございます。そのために、一般公募というか、誰でも参加できるような形で戦国武将の知見を深める研修会というものを開催して、来訪者に興味を持ってもらえる内容というのはどんなようなものなのかというようなものを学べる機会にしたいなあというふうに考えております。委託先については、まだ具体的なところが、イメージがあるわけではありませんが、外部人材育成教育に知見のある団体、そういったところに委託していこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、議案第 5 号について質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

すみません、2 点お伺いをいたします。

主要施策でいいますと 13 ページです。

体験型観光ツアープログラムが新しく上がっておりますが、これの中に体験メニューという言葉が出ております。その体験メニューというのは、中身がどんなものであるかということ。

もう一点は、主要施策の同じく今度は 30 ページになります。

これ、農林課のほうですけれども、滞在型農業体験施設運営事業、昨年並みの予算がついておりますが、現状、これは四季の家というのを指しているとは思いますが、この四季の家の活用状況ですね、どんな内容かということで実績の報告、あとどんな人が利用しているかなど、その辺を教えてください。

議長（高山由行君）

1 つ目、13 ページ、まちづくり課長 各務元規君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（各務元規君）

それでは、お答えいたします。

滞在型観光ツアープログラムのどんな内容かということですが、これについては金額見ていただければ本当に安い金額で、職員が具体的な案を考えて印刷・製本していくというような事業でございます。体験メニューについては、まだこれから講師の人と調整が必要ということですが、あくまでもイメージということで御理解いただきたいと思います。体験だけではなくて、まち歩きツアーというような形で、誰もがふらっと来て半日遊べるようなものということで、例えば桜の時期であれば桜を巡る花めぐりツアーであったりとか、今お城ブームですので城めぐりツアーであったりとか、あるいは御朱印ツアー、あるいは中山道ツアーみたいなものを、あるいは食べ物ツアーですね、そんなようなものをイメージしております。

それから体験ツアーというのは、例えばよく御存じの華ずし、あるいはつるアート、五平餅、アクセサリー、こういったようなものをこれから調整をさせていただいて、承諾ができればツアーとして盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、安藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

四季の家は 5 月 9 日にオープンいたしましてこれまで日数がたっておりますが、令和 2 年の 2 月末までの利用状況をちょっと御報告させていただきます。

宿泊につきましては延べ 60 泊、337 人の方に宿泊をしていただいております。また、平日の利用というところで行きますと、延べ 12 日で 127 人の方に利用していただいております。宿泊の利用者の方の状況を言いますと、利用者の多くの方は 20 代前半のグループで、大学生

や社会人の若い人というところですね。居住地の特徴でいいますと、愛知県の尾張・三河地域とか、東京などの関東圏からの利用がございます。宿泊の全てが1棟貸切りで、単純平均でいくと1泊5人以上宿泊しているような状態にして、最高8人が宿泊できるわけですが、その8人で宿泊した日数などでいくと18日はそういうふうな使い方をさせていただいております。今、食事とかは提供されておきませんが、全て自炊でアルコールを飲まれる方が多いということとか、あの場所でバーベキューや花火を上げたいけどどうやろうというような相談が多いというような状況でございます。

特に、私たちが想定していなかった使い方といたしまして、1月中に25連泊というのがありました。こちらにつきましては、可児市のアールのほうでイギリスと日本の共同制作の劇がありまして、そこに出演される方とか演出家の方が芝居を創り上げる間、あの施設を利用していただいて、連泊をさせていただいたようなところがございます。

宿泊者のレビュー、ホームページとかに感想を述べていただいている中でいきますと、おおむね利用して施設が良かったとか、環境が良かったというような評価を頂いているところでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございます。

体験型の観光ツアープログラムはこれからまだまだ組まれるという話でしたけれども、今農林課から説明ありましたように、滞在型の体験施設というものも御嵩町は抱えておりますので、これぜひ観光ツアープログラムの体験の中に宿泊もできるようなプランも取り入れていったらいいかなと思いますので、ぜひ担当課をまたいでのプログラムづくりとか計画づくりなどもこれから進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

主要施策の概要の中の41ページですけれども、生涯学習課関係ですが、生涯学習事業、そして青少年育成推進事業とありますけれども、前年度の予算額、当初予算と少し数字が違っているようなので、520万4,000円と生涯学習のほうが上がっておりますけれども、実際は、昨

年度のを見ますと 466 万円、そしてその下の段の青少年育成事業も 432 万 2,000 円と上がっていますが、昨年度は 379 万 2,000 円、その違いについての御説明をお願いしたいと思います。

それと、43 ページの海洋センター振興事業ですけれども、そこに今年度は旅費として B & G 指導員養成研修等とございますが、これは職員なのか、それとも総合型のほうの方に研修を受けさせる予定なのかということと、その指導員というのは必ず B & G のほうに、海洋センターのほうにいないとはならないということなのではないでしょうか。そして、詳しくは委員会のほうでまた教えていただいても結構ですが、その点についてお願いいたします。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

それでは、まず最初に主要施策の 41 ページの生涯学習事業、それから青少年育成推進事業の予算額のところで、昨年度と額が違うことについての御質問についてです。

まず生涯学習事業に関しまして、昨年度につきましては、社会教育指導員の賃金、講師謝礼、それから消耗品の需用費、備品購入費というものを計上させておりました。そういった中で、今回、この表記につきまして、次の青少年育成推進事業にありますけれども、生涯学習事業、それから青少年育成推進事業、予算書のほうのそれ以外の役務費等、そういったものも関わってくることから、予算額に合わせて今年度につきましては、この生涯学習事業について計上させていただいております。

それから、次の青少年育成推進事業、こちらについても同様に予算額に合わせて計上させていただきます。昨年度につきましては、成人式の開催事業というものをこの中に含んでおりませんでしたけれども、今回はこの成人式の開催事業を含ませていただきまして、予算額に合わせて 508 万 6,000 円というふうな計上にさせていただいております。

それから、次の 43 ページ、海洋センターの指導員の派遣についてであります。

今年度、指導員の派遣につきましては、職員を沖縄に研修するというふうで予定をしております。この B & G の指導員の研修ですけれども、B & G 財団との施設の無償譲渡契約におきまして、指導員の常勤配置というものが遵守ということが明記されておることから、これまでも職員を指導員の研修へ派遣しておるということであります。これまで、今現在職員で指導員の資格を持っているものが 11 人おりますけれども、課長・係長職が 7 人、あと主査以下が 4 人なんですけれども、最年少では 30 代ということもあります。現在では、スポーツ文化クラブに所属されている役場の O B の方が 1 名おりますけれども、その方の、もし仮に辞められた場合は指導員の資格を持っている職員がいなくなるということになりますので、そういった状況をつくらないようにするためにも、今回ですけれども、B & G の職員、20 代の若い職員です

けれども、こちらを派遣させるということですので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

B&Gのほうにつきましては、またちょっと委員会のほうでも詳しくやっていただきたいと思ひますし、最初の生涯学習事業等推進、青少年育成推進事業についての、ちょっと先ほどの説明では分かりにくかったので、委員会のほうでもうちょっとしっかりやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

この点、委員会のほうでしっかりやっていただきたいと思ひます。

続きまして、質疑。

[挙手する者あり]

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

私のほうからは3点質問させていただきます。

主要施策の3ページになると思ひますが、個別施設計画策定支援業務委託事業 294 万 8,000 円でございますが、個別施設計画を策定というものは、総務省の要請により平成 28 年 3 月に作成されました御嵩町公共施設等総合管理計画、それから続いて令和元年度の一般会計の補正予算、先ほどちょっと訂正があったようですが、私にとってはそのほうが都合がよかったんですけど、第3号で計上された個別計画策定業務 365 万 2,000 円と続きまして、来年度、令和2年度の個別支援業務に至っているんですが、特に今後公民館などの建築物の施設管理の将来に向けて、これ当面庁舎ができますとフォローもできますので、特に中公民館の今後の在り方とかそういうのが多分議論されなければならないと思ひますので、そういった施設管理に向けて、今後の流れをちょっとお聞きしたいと。

それからもう一つ、施策のほうに職員自ら、自らというのは、多分各施設の担当課だと思うんですが、個別施設計画を作成できるように支援を受けるという事業概要であります。具体的にはどのような支援を受けて策定するものなのか、その点についてもお答えいただきたい。

また、それから、先ほど言いました公民館は、利用者、地域の人の声を聞きながら今後の施設の在り方というのを考えていくべきで、住民の意見を今後、この個別計画にどのように取り入れていくのか、この点についてお聞きします。

それからもう一点、各種起債の借入れ条件とされるということが概要に書いてあります。本

業務の策定目的にもなっているんですが、こういった起債の借入れというのはどのような時期に、どのような管理に関する事業、業務に対する起債を想定しているのか、この点についてもお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、予算書、主要施策ですね、6ページ、新庁舎等建設基盤詳細設計業務委託事業 3,330万円となっております。この概要のほうに、調整池・擁壁等の構造物その他附帯施設の詳細設計が行われるようですが、新庁舎予定地一帯は地形的に、今までの集中豪雨の例でもあったんですけど、可児川の水位の関係ですね、一時水につかる、耐水という言葉が適当かどうか分かんんですけど、水がずうっとついてくるような状況になったことがたくさん見受けられています。最近では堤防の決壊ということで洪水になったようなことはなかったんですけど、新庁舎の地盤が上げられるわけですけど、どれくらい上がるのか分かんんですけど、感覚的に言うとせき止められるような感じが私はしています。そこで、特にその用地の東側ですが、この排水を心配される方が多くありまして、先日も町長にちょっとお聞きしたんですけど、今よりよくしたいというような当然のような話でしたんですけど、具体的に、町長がおっしゃるような今より条件がよいということはなかなか難しいかもしれないですけど、今の中でもお答えされることが、答えられないかもしれないですけど、どういった方策がこの詳細設計に取り込まれていくのか、ちょっとその点についてもお聞きしたいと思います。これは答えられる範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。

それからもう一点ですが、主要施策の 32 ページ、ブロック塀等の撤去補助金 150 万円。これは昨年が 200 万円で、150 万円に減額されています。これは利用があまりなかったかどうかちょっと分かりませんが、元年度の実績はどうであったかということと、それから小学校の通学路に指定されている道路に面した危険箇所、これは上限 20 万円で3分の2以内ということで優遇されているんですけど、こういった通学路の危険箇所の解消、効果があったかどうか、その辺でお聞きしたいと思います。

それから、通学路も含めて、町内にかなり、建設課が調査したと思うんですが、危険箇所があったと思います。その箇所があまり進まなければ、今後、補助基準を優遇するといいますか、上限 20 万円をちょっと上げてみるとか、高さの基準みたいなものがあったんですけど、そういうところを緩めるとか、そういったことで補助基準の改正をしたらどうかと私は考えますが、この辺について御意見を頂きたいと思います。以上3点について、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

1 点目、企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、個別施設計画の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の流れですとか、3つ目に言われました公民館等利用者の意見取り入れということでございますけれども、先ほど岡本議員の答弁と重なりますけれども、今回の計画での個別施設の費用や時期が見えてきますので、それを基に、公民館ですと特に利用者の方になるかと思えますけれども意見を聞いて、その時期に間に合うように意見の聞き取りを行う考えでございます。流れで言いますと、今回、向こう30年間を見通しまして、まずは最初10年間ですけれども、その中でもこの個別施設計画、その意見を取り入れながらPDCAサイクルによって随時変更等を図っていくものでありますので、流れはそういったところでございます。

また、具体的にどのような支援を受けてということでございますけれども、計画策定施設が今71施設でありますけれども、それぞれ修繕を重ねていくパターンのシミュレーションや大規模修繕、建て替え等のパターンのシミュレーションをしていくわけではありますが、いつ、どれくらいの規模で、どれくらいの費用が発生するのか、どの時期に行うのが経済的にいいのかなどを出すための入力シートの提供、またそれに入力する元数字をどこから引用するかなどや、計画全体の取りまとめに関することなどの支援を受けるものであります。

また、最後の起債の想定でございますけれども、現状では公共施設等適正管理推進事業債を予定しております。その起債事業としましては、集約化、複合化事業、長寿命化事業、転用事業等々ありますが、今回策定する計画が財政シミュレーションのためでもありますので、その上で起債借入れ時期などが想定できるものと考えております。以上です。

議長（高山由行君）

2つ目、総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の内容は、現在進めております新庁舎等の建設計画におきまして、農地が宅地化されることで良好な排水ができずに、東側、上流側の浸水とか耐水を招くんじゃないかという御心配かと存じます。

新庁舎等の計画につきましては、都市計画法に基づく開発基準をクリアしなければならず、基準には当然排水設備の整備も含まれております。排水設備の整備計画では、水の流れる区域、排水流量の計算をする流域であります。農業用水を取水しております城町地内の可児川頭首工から木下、南山、そして新庁舎の建設区域までを流域として設定しておりまして、それから流域の排水能力を確保できるよう計画しているところでございます。

現在、新庁舎建設予定地の東側上流から建設エリア内へ入り込んでいる農業用の用排水路につきましては3本ございますが、新庁舎エリア内で側溝断面を大きくした開渠を整備するとともに、さらに断面の大きな用排水路に集約した後、下流域の既存の用排水路に流していくとい

うような計画でございます。

この大きな用排水路につきましては、地下に埋める暗渠を予定しておりまして、後の維持管理を容易に行うために、幅1メートル、高さ2メートルということで、非常に大きなものを計画しておりまして、これによりまして排水能力も向上しますし、洪水時にはここにも水がためることができますので、県における宅地開発許可基準に定められる基準よりも多くの調整能力を有すると考えております。

新庁舎建設に伴います土地のかさ上げ等、洪水時におけるエリア東部の上流側ですね、こちらの排水能力についての因果関係の有無についてでございますが、議員の御質問にもありましたが、可児川の水位の状況にもよりますけれども、少なくとも基本設計段階では現状より悪くはない計画になっていると考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

3問目、建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

それでは、ブロック塀等撤去の補助金につきましてお答えさせていただきます。

まずもって、平成30年度の途中から創設させていただきました補助金でございます。

まず補助の実績のほうからお答えさせていただきます。平成30年度の補助実績につきましては4件ございました。また、本年度令和元年度につきましては、現在のところ5件という実績でございます。そのうち、通学路に面したブロック塀等を撤去していただいた補助件数につきましては、平成30年度、本年度令和元年度ともそれぞれ1件ずつという実績でございます。

それから、通学路に面したブロック塀の補助率、少し高いわけでございますけれども、それについて効果があったのかという点の質問につきましては、二過年度で2件という実績を見た中では、効果がなかったというわけではないと思いますけれども、効果が高くあったとは言い難いと感じているところでございます。

それから、それに伴いまして、補助基準の改正、さらに優遇してはどうかという御提案でございますけれども、現在のところその検討については進めてはございません。ブロック塀、個人の財産でございます。そういうことにつきましては、撤去につきまして、各所有者様の御判断に委ねるところでございますけれども、町といたしましては補助制度、それからブロック塀倒壊の危険性等を、広報紙をはじめ様々な媒体を通じまして周知をさせていただければなあと思っているところでございます。令和2年度の当初予算につきましては、補助実績等を鑑みながら前年度より少ない予算とさせていただきましたけれども、周知のほうはしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上で

ございます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

個別施設計画策定業務、これはこれから私、一番注目、庁舎とか願興寺とかいろいろあるんですけど、本当に慎重にやらなきゃいけない作業だと思っています。はっきり言って人口がどんどん減っていけば、公民館、長寿命化計画の中に入っているかどうか分からないんですけど、そういったことじゃなくて、どんな利用方法があるのかという、要するにその機能を持たせるかということから規模を決めていくというようなこと、それから施設の統廃合等がありますので、本当にこれから先、そういった施設が負の遺産になるようなことがないように、何とか合理的で、何て言うんですか、費用対効果の高い施設を残して統廃合したり、そういったことも考えていくべきの仕事だと思いますので、これから私、どんどんこの件につきましては注目させていただきますのでよろしくお願いします。

それから、ブロック塀のほうは、実は私の知人のほうから、壊したんですけど高さが合わなかったということで補助金が出なかったということなんですけど、そういった善意の方もありますので、もしそういう猶予をするような余地があればそういった方にも助成が出るようなことになれば、もうちょっとこの事業が進むんじゃないかなというふうに考えますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

予算書の63、66、67ページ、主要施策の概要27、28ページになります。

子育て世代の包括支援センター事業についてであります。令和2年4月から運営実施ということですが、これについては御承知のとおり母子保健法の改正によりまして平成29年4月からセンターを市区町村に設置するということが努力義務とされたことを受けて設置されるわけですが、センターの役割だとか位置づけを明確に定義するための地方自治法という設管条例だとか、設置運営の要綱などのようなものは必要ないでしょうかということ。

それと、私もこの子育て世代支援の包括支援センターには大きな期待を寄せておりますが、この前、全員協議会で説明がありましたんですけども、その中で妊娠期から子育て期にわた

る切れ目のない支援を提供する体制を構築ということによっておられますけれども、昨日も岡本議員の一般質問にありましたように、どの資料を見させていただいても切れ目のない支援というものが出てくるわけですね、この文言が。この切れ目のない支援をどう解釈されるのか、担当課の見解を少しお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、少なからず、町には外国人の方も見えるかなあというふうに思います。その対応はどのようにされるのかということですが、可児市については通訳の方を配置したり、ポケトークも配備しているということです。この以上3点、お願いします。

それからもう一つですが、予算書の100ページ、主要施策の概要の40ページですが、公民館の改修事業、中公民館の空調設備改修工事についてであります。

ここに、最初に施策の概要がずっと書いてございますが、空調設備の不具合は数年越しというか、数十年越しの懸案事項であったんじゃないかなあというふうに思います。本来の流れでいくと、今年の夏ぐらいには利用できてもよかったかなあというふうに感じるわけですが、実施設計は今年の秋に終わっておりますけれども、補正対応でやられたのではというふうに思います。有利な補助金を探しているようなことの話もありました。結局、町債、借金で対応されるということなんです。今回令和2年度に実施ということをやりますけれども、ここにありますように令和2年秋頃から工事に着手し、完成予定は令和2年度末で、令和3年4月から新たな空調設備を利用できる予定というふうに文言が書いてございますが、ちょっとスピード感がないかなあというふうに思いますし、なぜ秋から着手なのか、工期的に今年の夏までは難しいかなあというふうに思うわけですが、何とか冬に間に合うようなことで着手はできないかなあというふうに思いますし、利用者があってなかなか公民館を閉鎖できないということもあるわけなんですけれども、可児市なんかはアーラが15年たって大規模改修をやるということで、この3月から9月末まで半年ほど全館休館にするわけですね、半年ぐらい。この周知についても今年の4月1日には周知をしておるわけですね。そういったふうに、利用者の方に本当に思い切った周知をしながら対応できないかなあというふうに思いますので、以上の点についてよろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

まず1点目、福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

主要施策の概要の27、28ページについての子育て世代包括支援センターのことについての御質問かと思っております。

1点目のこのセンターの役割、位置づけについての条例等の制定は必要ではないのかという

御質問ですが、今回はセンターという施設を新たに設置するわけでもなく、支援をする仕組みを事業として展開をすることとしております。これによりまして、公の施設の設置条例ではなく事業の実施要綱として規定をさせていただきます、それに基づいて事業を展開していく予定ですので、よろしくお願いいたします。

あと、2点目ですが、切れ目のない支援についての考え方ということかと思えます。

今回、主に対象として母子保健法の改正ということで、主に3歳未満の子たちを主として初めに支援をしていくということを想定しております。その中で、昨日の岡本議員の一般質問の答えにあったように、母子手帳の交付から始まっていくわけですが、その後、1歳、2歳、3歳の健診業務ということになっていくんですが、必ずしも全ての母子の方が健診に来るとは限らない。その中で、やっぱり、来られない、来ることができない方への支援というのが一番今回の大きな目玉になってこようかと思えます。当然、健診の中でいろんな状況を見まして、母子手帳交付の際にもこれは支援が必要だなということで支援計画を作っていくわけですが、先ほど言いましたように、健診に来られない、来ることができない母子の方に訪問をさせていただいて、そこに話を聞いて支援が必要なのかどうなのか、もし支援が必要ならどういった支援があるというところをやっていくことの想定をしております。

それから、3点目の外国人の対応です。

おっしゃるとおり、この点につきましては本当に今大きな課題の一つともなっています。先ほど御提案がありましたポケットークということで、町としてもポケットークを今買っております、その辺何とか意思疎通を図っていきたいというふうに考えておりますので、あと県事務所のほうから通訳の派遣も一部受けて、事前にこれ予約しないといけないんですが、その方にも来ていただいて、外国人の方とのコミュニケーションを図っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

もう一点、中公民館の問題。

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

そうしましたら、中公民館の空調設備の改修工事の御質問についてお答えさせていただきます。

この中公民館の空調設備、こちら平成30年度でございますけれども、環境省の補助メニューですね、こちらを活用して設計のほうをやるということで進めさせていただきました。そのときは、空調設備の改修によってCO₂削減がどれほどできるかというものを調査させていただきながら、補助申請に必要な書類の作成をしまして、今年度ですけれども補助申請をさ

せていただきましたけれども、全国からの応募が多くて残念ながら申請が認められなかったという、こういった経緯があります。そういった中で、これに代わる、このときの調査を基に空調設備の改修の詳細設計を今年度ですけれどもやらせていただきまして、来年の工事につながるというものであります。

この公民館の工事でございますけれども、休館をしまして工事を行うというのではなく、公民館を利用いただきながら工事を進めるというふうでは考えております。改修工事の間に冷暖房を使いたいということも出てくると思われますけれども、そうした場合、既存の空調設備のほうが使えないということもありまして、代わりに夏場でしたら扇風機ですね、それから冬場ならストーブということも考えられます。そういった場合、冬場でしたらストーブとか厚着などを着れば何とか寒さのほうしのげるということもありますけれども、夏場ですと扇風機等ではなかなかしのげない、限界があるということもありまして、夏場の改修を避けまして、秋からの工事を開始するふうで予定のほう出していたいただいた次第でございます。

とは申しましても、奥村議員からそういった早期の完成ですね、こちらの御意見もありますので、今後ですけれども、公民館などの関係者、こちらと協議しながら、それからスケジュールですね、こちらにつきましても、全体的な計画ですね、こちらの改修計画も改めて再度検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

福祉課については、やっぱり中の連携が大変要だと思うんですね。これをきちんとやっていただくことが僕は必要かなと思いますし、生涯学習課については平成30年度に調査設計をやられたということなんですけど、環境省の補助金がつかなかったということなんですけど、このときに補助金の申請書も誰かが作っておられたようなお聞きするんですけれども、やっぱり利用者目線とか住民目線ということでやるんですけれども、やっぱりそこら辺の周知をきちんとやっていただくということが大事かと思います。我々議員も住民の負託を受けていますから、そこら辺をきちんと説明しろということならばきちんと説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長。

町長（渡邊公夫君）

基本的な考え方をお伝えしておきます。

財政上、今御嵩町は庁舎等々扱おうと、建設しようとしているわけで、どんな方でも個人で置き換えてみれば、大きな事業を控えていけば、なるべくやらなくてもいい事業というか、突発的なもの以外は計画上延ばすというのは基本であるかと思います。もう少し庁舎に関してスピード感を持ってできていれば、この今の庁舎のエアコンは私が町長になってから替わったものです。10年ちょっとしかたっていない。最初から中の公民館にはこの庁舎のエアコンを持っていこう、全てごみにするわけにはいかないという計画でございました。それでちょっと辛抱しろということで指示を出してございましたけど、結果的に時間がかかっております。もし中公民館のエアコンの特に室外機が故障した、もう部品がないということにもなりましたので、ある意味泣く泣く予算計上したと。

ただ、私が御嵩町の行財政のいわゆる運営ではなくて経営と考えているのは、基本的にどんな有利な財源を求めていくかということでありますので、課長はそれに従っていたということだと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、全てが全て新しいものがないということでもあるかと思っておりますけれど、少なくとも電化製品にしても何にしても寿命というものがあります。せっかく公金を受けてほとんど御嵩町のお金を使わずにエアコンを全部入れ替えたという経緯もこの庁舎にはありますので、ほかの施設に使えるような形のものにしていきたいと、そんな思いで考えておりますので、議員の皆さんにも無駄がないように考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（高山由行君）

ここで、ちょっと一言皆さんに言うておきますけど、2回目の挙手の場合は1回目の答弁の再質問にできるだけとどめていただきたい。自己の意見は基本的にはないということですので、答弁に対しての再質問にとどめていただきたい。言うておきます。

そのほか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は1点だけ質問させていただきます。

主要施策の2ページ、65周年の記念式典があるんですけども、功労者表彰のことですけども、表彰規程というのがあるのかどうか。どういう方が対象なのか。現在分かっているだけでいいですけど、何名ほどなのか。これ70周年とか続くと思うんですけども、本当、どういう規定かだけしっかり、ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

おっしゃるとおり、御嵩町表彰規程がございまして、これを基準に選考を行うものでございます。例えば個人、団体でございますが、地方自治功労者とか納税功労者、社会福祉功労者等々、個人、団体とも28種別ございますので、よろしく申し上げます。

また、これは予算としては個人30名、団体10団体ということで計上させていただいておりますが、これは55周年、60周年の実績によるもので、これから選考を行っていくものでありますので御理解をお願いします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

結構です。ありがとうございます。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

私は主要施策の41ページ、ちょっと御覧いただきたいと思いますが、中山道謡坂地内のカラー舗装工事ということで、場所と、私、カラー舗装、歴史の道にね、色を抑えてだということとは分かるんですけども、何の目的でというようなところがちょっと知りたいと思います。

それともう一件ですけども、43ページの一番上になりますけれども、社会体育施設管理事業というところで、土地借上料、白山グランドになりますけれども、ここ子供たちが何を言いますか、サッカーだとか何だかんだやっているような感じなんですけれども、106万4,000円という借上料が毎年払われているというところで、その辺のところちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

そうしましたら、まず先に主要施策の41ページの一番下段のところです。

国史跡中山道整備計画についての御質問です。

こちらについてのまず場所でございますけれども、中山道であります、謡坂にラ・プロヴァ

ンスというお店があります。こちらから西側のほうに下った、一呑の清水の方面ですね、こちらのほうに100メートルほど下ったところの交差点があります。こちらの部分についてカラー舗装をするという工事であります。この交差点でございますけれども、交通量が多くありまして、通行等によりわだちができておるといことがあります。そういったこともあることから、今回中山道の史跡ということで、通常の舗装ではなく薄茶色ですけれども、こちらのカラー舗装をする予定であります。

史跡である中山道は、原則地道ですね、こちらのほうを残しながら維持管理していくということが国のほうからも言われております。それでも先ほど申しましたように、この交差点、交通量のほうの関係がありまして、地元車両の通行、わだちができて支障が出ているということがありまして、事前に県を通じまして文化庁と協議をして了承いただいたということでやらせていただくものです。この経過ですけれども、平成29年、30年に中山道の保存活用計画ということをつくらせていただきまして、それに基づきまして国の補助率の2分の1ですね、こちらの補助金を使って活用していくというものでありますので、御理解お願いいたします。

それから、もう一つの質問でございます。

白山の多目的グラウンドになります。

こちらにつきましては、平成10年に契約をしております、こちらの借上料を支払っておるといことになります。固定資産税とプラス50万円を加えた金額で、年額で借りておるといことであります。利用者ですけれども、スポーツ少年団のサッカーチームとかグラウンドゴルフ協会が主に使っております、スポーツ少年団に入っていない、少年サッカークラブなども利用されているということでもあります。平成10年に交わされて、既に20年ぐらいたっておるといこともありますので、この辺のことについても契約内容、こちらについても検討していきたいなことは思っておりますので、御理解のほう頂きたいと思えます。

議長（高山由行君）

町長。

町長（渡邊公夫君）

この件につきましては、多分私だけが記憶に残していると思えます。柳川町政において、私も議員をやっておりましたけれども、白山グラウンドというのは白山の氏子のものです。これについて職員が山林の課税をしているということ、自動車の練習場になっておるといことで、これは宅地だということ課税しようとするとかかなりの額になると。それで教習所のほうは、そんな金払うならもうやめるということ宙に浮いたような形になってしまった。それに対して、当時サッカー場が、スポーツ少年団の、どうしても欲しいということで、立地的に今の消防グラウンドですね、あそこでもいいやないかという声が上がっていたんですけど、ああい

う山の頂上ですと風の影響を非常に受けるということもあって、私はそれは駄目じゃないのということをお願いしつつ、ちょうど渡りに船のような形で白山グラウンドが空くということになります。私も氏子の一人でありましたので、どう運営、経営していくのかということは大変大きなテーマでありまして、柳川町長と交渉を氏子総代の方々と一緒にしまして、一回こっきりのお金なら払えるけれど、毎年これだけのお金は払えませんと。じゃあどうするかというところで、じゃあグラウンドとして借り上げてもらえないかというような形で決まっていたものです。

当時はまだ、土地代が非常に高かったものですから、あれだけの土地を手に入れようとするとならば3億円とか5億円とかの金額になる。毎年1,000万円払っても20年、30年払い続けられますよというような条件で、柳川町長に納得をしてもらったということでもあります。そういう意味では、白山グラウンドの今の状態で町が買い上げるということはしばらく考えていないということでもありますので、氏子の責任ある方々と話をしながら、そういう場合にはしっかりとした答えを出していくということになりますけれども、私が町長であるうちはそういう交渉も何もする予定はございません。

議長（高山由行君）

そのほか、議案第5号について質疑を続けます。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

主要施策の6ページであります。交通安全施設整備事業、それから防犯灯設置補助事業、42、43であります。いわゆる安心・安全まちづくりのためのLED化というのを志向しながら、それともう一つは、特に通学路を中心とした交通安全施設等を主眼としてこういう予算で施策に対して努力をしていただけて非常にありがたいと思っておりますし、それと関連して、主要施策33ページの道路維持事業の中の道路照明LED化工事ということで予算化してあります。この特に33ページの道路の照明灯のLED化工事につきましては、これは例えば、今年度南山のトンネルの横のところ、実は街路灯が長きにわたって壊れておったところを直していただきました。地元の南山台の住民の方の評価というのは非常に喜んでおられる。大切な施策の一環であります。

ただ、今は街路灯、カーブミラー等を含めて、防犯関係と道路維持の関係で一生懸命行政側としては努力をしていただけております。できればさらに進化させて、いわゆる監視カメラ、危険箇所に対する監視カメラ、それから防犯上必要とする箇所についての監視カメラの設置をぜひとも施策の上で取り上げていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、今年度

計上されております予算の中にはそのような施策の志向というのは存在するかどうか、また存在しないとするなら、今後の見通しとしてどう考えておるのか。この2点についてお答えを頂きたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

今、谷口議員のほうから御質問いただきました。主には交通安全施設というよりも、私のほうからは防犯に関して、防犯カメラをというような御質問かと存じます。

こちらにつきましては、今回予算に当然のってはおりません。地域によっては本当に商店街とかそういったところで取り組んでおるところも見受けられますけれども、まだ御嵩町内ではそういった防犯を目的として設置しておるカメラはございませんが、こちらにつきましてはやっぱり個人のいろんなプライバシーとかそういったこともありまして、主には可児警察署等々とそういった必要性等も一度相談させていただいた上で、必要とあらば、今後予算化といったことも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

建設課のほうにも聞いてみます。

建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

谷口議員の御質問でございますけれども、当方、町が管理する道路、河川とかの管理上にカメラを設置するという予定というか、そのような議論も進めていないところでございます。当然のことながら、令和2年度の当初予算のほうにもそのような計上はさせていただいておりません。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

総括質疑の中で要望というのは非常にいかんことだと思いますが、お許しを得て、できればやっぱり安心・安全な町をということになれば、恐らく各自治会のほうでもそのような動きが今後発生してくる可能性があります。その中でやはり行政が率先してテストケースとしてでもいいから、やはり町内の安心・安全を確保するために必要な箇所については監視カメラ等の設置を考えるという方向性を町長、出していただければありがたいというふうに思います。

これはもし町長、一言あれば答えていただいても結構です。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議論をしていくというお約束ぐらいしかできないと思います。以前、イギリス、スコットランドのほうでテロがありますので、全部を監視カメラつきにしたというニュースが非常に話題になりました。マスコミ全体的に言えば、管理社会だということで大変批判的であったと。多分この町議会の中でも意見が分かれてくる問題であろうと思います。まず、やるとしたら公共施設関係の、一般の方にいわゆるプライバシーの侵害をしないような角度から撮っていくということは必要ですし、やれることだと思いますので、まずはそこから始めるということ、大丈夫かどうかとも含めて考えていきたい、議論していきたいと思っております。あとはもう、町の中の方々がどう考えるとかということも非常に重要なことでありますので、そうした議論を広げていただければ、賛否両論きちんと分かれてくるのではないのかなというふうに思いますので、その辺、議会の皆さんにもいろんな形で話題の一つに上げていただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者なし]

そのほかないようですね。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、議案第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第6号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第7号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第8号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は民生文教常任委員会に審査を付託すること

に決定しました。

議長（高山由行君）

次に、議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第9号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第10号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

この町長の附属機関については、多種多様に非常に多くのそれぞれの委員会が構成されておりますけれども、この条例の制定と同時にこれ、同じようなものがあるというものと、それからもう一つには、若干その機能を失ってきておるような内容の委員会もあるんじゃないかなど。そういうものを統廃合して一度整理する機会は持ったらどうかというように提言をしたいと思いますが、その辺のところの、従来のものを全て踏襲していくという姿勢よりも、本当に時代とともに必要に応じて必要な範囲でトータルしていくという方向というのは大事じゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

では、お答えします。

今回の条例につきましては、御説明のときに申し上げましたとおり、地方自治法の規定に基づかない機関、今まで要綱を規定等で定めていた町の機関について全て庁舎内、町各課、いろいろ審議会とか協議会とか持っておりますけれども、そういったものを全て洗い出ししまして、この条例に根拠を持たせて町の附属機関、教育委員会の附属機関として今後も位置づけていくというものを洗い出しして、今回 21 の機関について制定させていただくというものでございます。

また、その洗い出しの中で、議員御指摘のとおり、もう機能していないような機関、審議会であるとか委員会であるとかそういったものもありますので、そういったものは説明のときに申し上げましたが、この条例の発行と同時に規定・要綱等の廃止等も行っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第 17 号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第 17 号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月19日午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子

